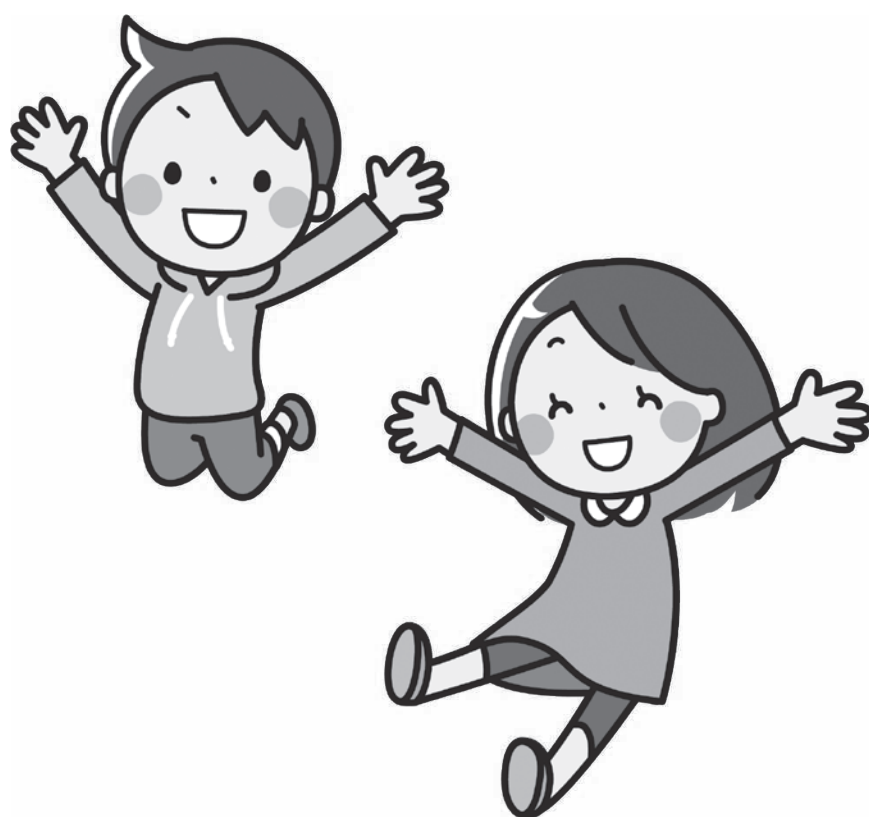


令和3年10月12日発行

令和4年度 敦賀市立

# 放課後児童クラブのご案内



問合せ：敦賀市福祉保健部児童家庭課

住所：敦賀市中央町2丁目1番1号  
(敦賀市役所1階 4番窓口)

電話：22-8125 (直通)

## 1 児童クラブとは

児童クラブとは、保護者が労働や病気により放課後の家庭での養育が困難な児童に対し、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

どのクラブでも学校が終わり、子どもたちが「ただいま」と元気よく帰ってくると、指導員が「おかえり」と迎え、放課後の勉強や遊びのサポート等をします。

周りに協力者がいないため、どうしても児童クラブが必要な方が入会できるよう、近隣の親族等に養育をお願いできる方につきましては、入会をご遠慮いただきますようお願いいたします。

## 2 対象となる児童

児童クラブの開設校区の小学校に通学予定で、以下の要件を満たす児童

(開設クラブ・校区は、3 ページに記載)

○同居する大人（20歳以上65歳未満の大人すべて）が次のいずれかの要件を満たし、かつ、下校後児童の養育ができないこと。

(同居する大人とは、同一敷地内及び隣接する敷地に居住している方を含みます。)

- ・ **就労している（自営業・農業・漁業等を含む）**  
(原則、通常の勤務形態が平日週3日以上かつ15時以降の終業であること。)
- ・ **就職するために学校（職業訓練校等）に通学している**  
(原則、通常の在学時間が平日週3日以上かつ15時以降の終了であること。)
- ・ **病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の養育ができない**  
(状況の分かる証明書等が必要です。)

## 3 入会の優先順位

入会基準を満たしている方について、以下の順で入会を決定します。

- (1) 低学年の児童
- (2) 保護者の勤務日数及び時間
- (3) 近隣の親族の有無等
- (4) きょうだいの児童クラブ受入れ状況

※低学年の児童が一人で留守番をすることがないように、上記優先順位を設けています。

きょうだいで申込みをされた場合、年少の児童のみ入会となる場合もあります。

※入会希望の児童クラブが受入可能人数を超えたときは、上記要件に該当している場合でも、入会をお待ちいただくことがあります。

※年度当初（4月1日から）の入会は、申込期限までに申込みされた方を優先します。ただし、転入や就労状況の変更等があった場合は随時入会申込みを受付けますので、ご相談ください。

## 4 開設場所

児童の通う小学校を基準にクラブを選択してください。

|    | 名称    | 開所施設             | 住 所                    | 電話番号                 | 小学校 |
|----|-------|------------------|------------------------|----------------------|-----|
| 1  | 北     | 旧敦賀北小学校          | 曙町11番94号               | 21-0123              | 角鹿  |
| 2  | 南     | 敦賀南小学校           | 清水町1丁目10番40号           | 24-1038              | 敦賀南 |
| 3  | 西     | 敦賀西小学校           | 結城町8番6号                | 21-0775              | 敦賀西 |
| 4  | 松原    | 松原児童クラブ<br>松原小学校 | 松島町28番40号<br>松島町27番22号 | 23-1521<br>(23-1670) | 松原  |
| 5  | 杓見    | 杓見児童クラブ          | 杓見70号6番地               | 22-4405              | 杓見  |
| 6  | 中郷    | 中郷保育園            | 道口24号2番地の1(岡山町2丁目)     | 22-7022              | 中郷  |
| 7  | 第2中郷  | 中郷体育館            | 羽織町34番地(坂下)            | 24-1035              | 中郷  |
| 8  | 中央    | 中央小学校            | 野神40号249番地             | 21-0700              | 中央  |
| 9  | 栗野    | 栗野保育園            | 苅生野54号32番地の1           | 22-5288              | 栗野  |
| 10 | 第2栗野  | 栗野小学校            | 苅生野47号11番地             | 24-1036              | 栗野  |
| 11 | 第3栗野  | 萩野町公民館           | 苅生野87号6番地の7(萩野町)       | 23-3106              | 栗野  |
| 12 | 黒河    | 御名コミュニティセンター     | 御名70号9番地               | 21-1122              | 黒河  |
| 13 | 栗野南   | つくしんぼ保育園         | 公文名29号1番地の2            | 25-8547              | 栗野南 |
| 14 | 第2栗野南 | 第2栗野南児童クラブ       | 山80号1番地の1(公文名)         | 24-0057              | 栗野南 |

※中郷児童クラブは1・2年生、第2中郷児童クラブは3年生以上の児童が対象です。

※第3栗野児童クラブは萩野町に住所のある児童が対象です。

※南児童クラブと第2南児童クラブは統合し、敦賀南小学校内で、新「南児童クラブ」として開所します。

## 5 開所時間

(1) 平日 … 下校時～18時00分

(2) 土曜日 … 8時00分～12時00分

※中央児童クラブでは、土曜日預かり(8時00分～18時00分)を実施しています。

(他校区の方も利用可能)

(3) 学校休業日 … 8時00分～18時00分

## 6 休所日

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始(12月29日～1月3日)

(4) インフルエンザ等による学校閉鎖の日(学級・学年閉鎖を含む)

※学級・学年閉鎖等一部閉鎖の場合は、当該学級児童のみ通所禁止となります。

(5) その他児童クラブの開所ができない日

※自然災害等により学校が臨時休校となる場合その他児童クラブの開所が困難となる日は、休所します。

## 7 保護者負担金

- |           |                                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 負担金   | 月額 4,000円 (児童1人につき)<br>ただし、7月は5,000円、8月は6,000円                                       |
| (2) 傷害保険料 | 300円程度 (入会月のみ)<br>※退会し、同年度に再入会した場合も必要です。<br>※年度によって金額が変更となる場合があります。<br>(令和3年度実績300円) |

### ※負担金を2ヵ月以上滞納した場合は、退会となります。

※月の途中で入会する場合は、日割り計算をします。

※月の途中で退会する場合は、退会月の14日までに退会届(様式第4号)を児童クラブに提出した場合に限り日割り計算をします。

※負担金の納付は口座振替を実施しています。児童クラブまたは児童家庭課から配布する「口座振替依頼書」を入会日までに指定金融機関にご提出ください。

(キャッシュカードを使って口座振替の申込みができる『Pay-easy』、インターネットから口座振替の申込みができる『web 口座振替受付サービス』も利用できます。)

◎ 引落日は毎月27日(土・日・祝日のときは、翌営業日。12月期は25日)です。

◎ 口座振替で納付した場合の領収証書については、預金通帳への記載により省略しますのでご了承ください。

※以下に該当する場合は、負担金が免除となります。児童家庭課までご相談ください。

- ・ 生活保護法による保護を受けている場合
- ・ 災害により負担金の納入が困難となる場合
- ・ その他市長がやむを得ない事情があると認める場合

### 敦賀市ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料(保護者負担金)補助について

下記に該当する場合は、保護者負担金の一部を補助する制度が利用できます。

- 1 対象者 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受給している保護者
- 2 補助金額 対象児童1人につき一月あたり2,500円  
(入退会により日割り計算となった場合2,500円を上限とする日割額)

※詳細は「ひとり親家庭放課後児童クラブ利用補助制度のお知らせ」をご確認ください。

## 8 申込み

(1) 申込みに必要な書類 (②、③はきょうだいで兼ねることができます。)

① 敦賀市立放課後児童クラブ入会申込書 (様式第1号) (児童1名につき1枚)

② 家族の就労等の証明書

20歳以上65歳未満で同居する大人すべての方 について証明書が必要です。

(同居する大人とは、同一敷地内及び隣接する敷地に居住している方を含みます。)

(ア) 就労している方 保護者等の労働証明書

※自営業でも有限・株式会社の場合や、事業主以外のご家族の方は、この様式となります。

(イ) 自営業の方 (個人・家族経営、農業、漁業等) 保護者等の労働申告書兼証明書

※自営をしている証明書類が別に必要となります。

(ウ) その他 (病気、障がい、就学中、介護) 申告書

※医師の診断書、障害者手帳、在学証明書、介護が必要な方の診断書等を添付して提出してください。

③ 敦賀市立放課後児童クラブ入会申込み同意・確認書

★ 申込書類は、各児童クラブ、児童家庭課にてお渡しします。また、敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」からもダウンロードできます。

( 子どもを一時的に預けたい → 放課後児童クラブ )

(2) 当初申込みの流れ

### 新規の申込みをされる方 (新1年生を含みます。)

令和3年11月6日(土)、11月13日(土)、11月19日(金)のうち、各児童クラブが指定した受付日時※に入会予定のお子さんを連れて、申込書類を入会希望の児童クラブに提出してください。(親子面談を行います。)

※11月5日(金)までに入会希望の児童クラブに連絡して受付日時の指定を受けてください。

※上記の日時で都合の悪い場合は、各児童クラブへ連絡し、日程を調整してください。

1月下旬 入会結果 通知

2月中旬 新1年生入会説明会  
(新2年生以上の説明会については、各児童クラブから別途連絡します。)

4月1日～ 入会

## 継続の申込みをされる方（現在、児童クラブに入会している方）

**申込受付期間** 10月12日（火）～11月19日（金） に申込書類を入会中の児童クラブに提出してください。

※中郷児童クラブの新3年生の児童は、第2中郷児童クラブに連絡し、申込書類の提出及び親子面談を行ってください。

※南、第2南児童クラブに入会している児童は、現在入会しているクラブに申込書類を提出してください。令和4年4月からの入会は、敦賀南小学校内「南児童クラブ」になります。

1月下旬 入会結果 通知

4月1日～ 入会

※年度途中に入会を希望する場合は、入会希望の2週間前までに必要書類を児童クラブにご提出ください。入会時期を調整の上、保護者に入会の許可（不許可）について連絡します。

※入会中に保護者が退職・休職する場合は、原則、一度退会していただき、復職されるときに再度入会の手続きをしていただきます。ご家庭の事情などで入会継続を希望する場合は、ご相談ください。

※人数調整等により、ご希望のクラブに入会できない場合があります。

## 9 申込みにあたってのお願い

### （1）児童クラブの入会について、お子様とよく話をしてください。

特に高学年の児童は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。

放課後の過ごし方について、ご家族でよく話をしてください。

### （2）ご家庭での時間・お友達と遊ぶ時間を作ってください。

児童クラブは、ご家族がやむを得ず、子どもとの時間が持てない（養育できない）間の支援です。ご家庭で養育できる状態にあるときは、開所時間内であっても迎えに来ていただき、ご家庭で過ごす時間を持ってください。

### （3）開所時間内の送迎にご協力ください。

開所時間外はお子様をお預かりできませんので、開所時間内の送迎にご協力ください。

### （4）児童クラブの円滑な運営にご協力ください。

・児童クラブの活動中に病気やけがをした場合は保護者の方に連絡しますので、速やかに迎えにきてください。

・他の児童に感染の恐れがある病気であると見込まれる場合は、児童クラブの利用をご遠慮ください。

・お子様の児童クラブでの活動によって、他の児童に危険が及ぶと判断した場合は、保護者の方にその旨をお伝えします。児童クラブが安全に、全ての児童が楽しく過ごせる場所になるよう、ご協力をお願いします。

## 10 夏季休業期間の一時入会について

児童クラブでは、**夏季休業期間のみ**一時入会を実施しています。

- ◇入会期間 夏季休業期間 開始日～終了日
- ◇対象者 通常入会と同様。  
ただし、保護者等の就労等の時間は、原則、**平日週3日以上かつ  
13時以降の終業**であること。
- ◇優先順位 通常入会と同様。
- ◇保護者負担金 **7月 2,000円、8月 6,000円**  
※入会後に各クラブから納付書をお渡ししますので、金融機関で納めてください。  
※負担金の他に、傷害保険料（300円程度）が必要となります。
- ◇申込方法 通常入会と同様の書類（→5ページの**8 申込み**（1））を申込期間中に入会希望児童クラブに提出してください。
- ◇申込期間 **令和4年5月中を予定（日程が決まり次第、広報等でご案内します。）**  
※申込期間終了後は、転入や急な就労状況の変更等、特別な場合を除いて申込受付ができません。
- ◇入会決定 7月上旬  
※定員の空き状況等を考慮し、入会クラブを決定します。  
※校区外のクラブに案内する場合もございます。
- ◇その他 弁当・水筒、その他クラブで使用するものが必要です。  
（親子面談でお伝えいたします。）



## 敦賀子育て支援情報サイト

# KOSODATE TSURUGA

敦賀市では、令和3年4月1日より、子育て環境に関する総合的なホームページとして、「敦賀子育て支援情報サイト（KOSODATE TSURUGA）」を開設しました。

現在の子育て支援に関するコンテンツを整理・集約し、情報をキャッチしやすくするため、子育てに関する総合的なホームページとして、作成しました。

主な特徴として、シンプルさ・分かりやすさ、「年代別」「目的別」「対象者別」など検索しやすさや、スマートフォン・タブレット端末での閲覧環境を重視しています。

「子育て環境日本一」の実現に向けた取組みの一つとして、ホームページを活用し、結婚、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない敦賀市の子育て施策を積極的に発信していきます。ぜひご利用ください。

敦賀子育て支援情報サイト

「KOSODATE TSURUGA」

敦賀市ホームページからもご覧いただけます。

